

用語解説

議事の種類による分類

諮問	市長がある事項を決定する場合に、公正な第三者としての議会に諮問すべきことが法令上定めている。 その諮問に議会は答申を出す。
報告	地方自治法により執行機関は、処理する事務について、議会へ一定の報告を義務づけている。 その報告の承認、否認を審議する。 専決処分とは・・・議会が議決すべきもので特に緊急を要し、議会を招集する時間が無いことが明らかであるときに市長の権限において処理し、後に議会に報告、承認を求めるもの
議案	提案された案件に対する可否の表明。議会の最重要な使命であり職責。議員個々の賛成・反対の意思表示し、表決の集約（議決）。（地方自治法96条）
請願	一般の方からの市政に対する意見・要望を議員が紹介者（何名でも可）となって議会に提出。請願が採択されると、関係機関に送られ実現が図られる。（地方自治法124条）
意見書	市の公益に関する事柄について、市の議決機関としての議会の意思を決定し、国・県等に表明すること。（地方自治法99条）

予算は原則的に単年度編成することが地方自治法208条で決められていますが、次のような例外があります。

継続費	普通地方公共団体の経費を持って支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年額割を定め、数年度に渡って支出することが出来る（地方自治法212条1項）
繰越明許費	歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することができる（地方自治法213条の1項）